米子市からの令和7年度 県政に対する要望事項への対応方針

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
1	北朝鮮による拉致被害者	政府認定の拉致被害者・松本京子さんをもつ本県として、国	継続	松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の即時一括帰国を実現するよう、県	地域社会振興部
	の早期帰国の実現と調査	に対し、被害者の一刻も早い帰国の実現と特定失踪者の徹底し		として4月に国に対して要望を行ったほか、国際社会と連携しながら、日朝首脳会	(人権・同和対策
	の徹底について	た調査について、北朝鮮に具体的に条件をつけ、期限を切って		談による北朝鮮との直接交渉を行うなどあらゆる手段を尽くすよう、国に要望を行	課)
		交渉するよう本市と連携して働きかけること。		う予定です。今後も引き続き拉致問題の早期解決について、要望活動を行っていき	
		また、国の後押しとなるよう、一層の啓発活動への取組と、		ます。	
		被害者が帰国された際の支援体制整備を図ること。		また、拉致問題を多くの県民の方に理解していただき、解決に向けた機運を高め	
				ていくため、学校や地域で開催している拉致問題人権学習会やコンサートなどのイ	
				ベントを実施していくこととしています。さらに、今年度も国民のつどいの開催を	
				予定しており、これらの活動に今後も引き続き取り組んでいきます。	
				なお、帰国後の支援については、帰国支援体制共通マニュアルに基づいた速やか	
				な対応が行える体制を整えており、今後も米子市や関係機関と連携・協力しながら	
			4.1.4.1	取り組んでまいります。	
2	米子空港における国内定	休止路線の再開及び新規路線の実現等による航空路線の拡	継続	国内航空路線の拡充は地域経済活性化の観点から重要であり、様々な機会を捉え	
	期路線の充実について	充を図ることについて、積極的な施策を講じるように、引き続		て航空会社に働きかけを行っています。国に対しても、地方路線の維持・拡充につ	
		き、県からも国に対し要望すること。		いてこれまでも要望を行ってきているところです。	(観光戦略課)
				また、本県では、令和5年度に国内チャーター便運航に対する支援制度を創設し、	
				航空便を活用した他地域との交流促進を図っています。今後も、貴市と連携しなが ら、航空会社への働きかけや国に対する要望活動を継続していきます。	
	V 7 5 4 4 0 5 10 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	라마스 호크 로間 아파니마아이 아파라스 디셔 > 4 - Ellipsch-Hillip	\(\lambda\)\(\lambda\)		WZ > O T. ON H. L.
3	米子空港の国際化の促進	訪日客の受入再開や新規路線の就航を見据えた、国際定期路 線等に対する支援の充実を図ることについて、引き続き、関係	継続	令和5年10月25日に米子ソウル便が運航再開してから、搭乗率は好調に推移し、 現在、今秋以降の週2便以上の増便に向けて調整を行っています。また、令和5年	
	について	機関と連携して国に働きかけること。		12月~令和6年2月には米子香港便の季節定期便(香港航空)が就航したほか、令	
		が対と生物して国に関されていること。		和6年8月にはグレーターべイ航空による2往復のチャーター便が就航します。	(国際観光課)
				引き続き、貴市はじめ国際定期便利用促進協議会等と一緒になって早期の米子ソ	
				ウル便の増便やその他路線の運航再開、新規就航に向けて航空会社や旅行会社等へ	
				の働きかけを継続していきます。	
				なお、国際定期路線等に対する支援の充実については、引き続き、国に働きかけ	
				ていきます。	
				<国要望の内容(令和6年7月31日に東京本部から要望)>	
				・訪日誘客支援空港に対する国際航空便の着陸料支援やグランドハンドリング経	
				費等への支援を復活すること	
					l

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
4	新幹線の整備推進について	中国横断新幹線(伯備新幹線)及び山陰新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げに向けて、本市とともに取組を進めること。 また、新幹線整備推進に当たり、整備事業費の地元負担金のあり方の見直し及び平行在来線を経営分離しないために必要な措置の検討並びに新幹線予算総枠の拡大について、県からも国に対し要望すること。	継続	日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保と国土強靱化、また持続的で暮らしやすい社会構築、地域間格差の是正、産業振興等地域の活性化のため、山陰新幹線や中国横断新幹線(伯備新幹線)の整備は重要と考えており、県版地方6団体として、整備計画路線への格上げ、新幹線整備に係る予算の拡充、国主体での整備、並行在来線の経営分離方針の見直し等について、令和6年7月11日に国への要望活動を実施したことに加え、中国地方知事会、近畿ブロック知事会、関西広域連合等、関係府県と連携した要望活動を行っています。また41団体から成る山陰新幹線建設促進期成同盟会も要望活動を継続しています。引き続き、沿線自治体及び関係府県と連携し、県民等の機運醸成を図りながら、国等への働きかけを行っていきます。	部 (交通政策課)
5	路線バスへのキャッシュ レス決済の導入推進につ いて 《重点要望項目》	県内地域公共交通のシームレス化の実現に向けて、早期に全路線バスへのキャッシュレス決済の導入を推進すること。 加えて、財政措置等の必要な支援の実施について、県からも国に対し要望すること。	継続	キャッシュレス化は令和5年2月10日の鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定の連携事項となっており、導入に向けて、今年度予算において導入機器や現在のバスの改修の必要性等を調査する費用を計上したところです。 導入等の費用負担については、関係者で合意を得た上で、国にも財政支援の要望を行います。	部
6	公共交通の確保・維持のための支援強化について	地域公共交通計画に基づいて実施主体者が行う、利用促進のための運賃割引に伴う減収補填など、公共交通の確保・維持につながる必要な施策に対して、支援の強化を図るよう国に働きかけること。 また、都市部で先行実施されたライド・シェアの地方部への展開については、地域の実情に応じた有効な制度運用を行うよう国に働きかけること。	継続	県では、地域の実情・ニーズに応じた地域交通政策に対し必要な財政支援を行うよう令和6年7月11日に国土交通省に要望を行ったところであり、今後も引き続き地域交通の確保・維持に必要な財政支援を求めていきます。 「日本版ライドシェア」については、移動需要が増加する「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」への活用を認めるほか、地域の移動手段確保のため地域の実情に応じた柔軟な制度運用とすることをあわせて要望しました。引き続き、必要に応じ、国への働きかけを行っていきます。	(交通政策課)
7	美保基地周辺の環境整備 の促進について	美保基地周辺住民の民生安定を図るため、道路整備等の環境 整備の促進について国に働きかけること。	継続	美保基地周辺の環境整備については、地元市が国(防衛省)と直接協議される事項であり、既に貴市において主体的に対応いただいているところですが、県としても以前から国に対して基地周辺の環境整備、地域振興に特段の配慮を講じるよう要望してきており、今後も機会を捉えて国に要望していきたいと考えています。	地域社会振興部 (市町村課)
8	米子空港周辺地域振興計 画について	米子空港周辺地域の活性化を図るため、交通安全施設等整備 事業(国道 431 号線・交差点改良)の早期実現を図ること。	継続	市道上和田東8号線との交差点改良については、令和3年度に整備が完了したところであり、引き続き市道下和田東3号線との交差点改良を実施します。	県土整備部 (道路企画課)
9	歩いて楽しいまちづくり の推進 《重点要望項目》	歩いて楽しいまちづくりの推進に向けて、「まちなかと郊外の一体的な発展」を踏まえた都市計画法及び都市再生特別措置法等による規制誘導策や各種まちづくりの計画・施策に関して支援をすること。また、主要地方道米子停車場線(駅前通り)の歩行空間の拡大に向けた具体的な調査を行うなど関連する施策・事業を促進すること。	新規	貴市が取り組む都市計画等の規制誘導策や立地適正化計画等のまちづくり計画による取組について積極的に情報提供や技術支援等を行い、歩いて楽しいまちづくりの推進に協力していきたいと考えています。 また、主要地方道米子停車場線(駅前通り)の歩行空間の拡大については、貴市と協働で駅前通りの交通機能や防災機能等に対する課題の検証を進めるとともに、貴市が実施している実証実験の分析結果等を踏まえ、米子駅周辺エリアを対象とした歩行区間の拡大や歩いて楽しいまちづくりの在り方、進め方等を貴市と共に検討して参ります。	生活環境部 (まちづくり課) 県土整備部 (道路建設課(道 路企画課))

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
10	まちなかウォーカブル推 進事業への交付金の重点 配分について ≪重点要望項目≫	「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりを推進し、米子市がめざす「歩いて楽しいまち」の実現を図るため、予算を重点配分するよう国に働きかけること。	新規	まちなかウォーカブル推進事業について、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。	生活環境部(まちづくり課)
11	原子力発電所における安 全対策と防災対策につい て	原子力発電所の再稼働について、地域の安全を第一義とし、 立地と同等に周辺地域の意見を聞き、使用済燃料の処分などの 諸課題に対して責任を持った対応を行うこと。 原子力防災対策においては、発電所周辺自治体であっても立 地自治体と同様に避難路や避難場所の整備、住民啓発等を的確 に行う必要があるため、整備費用、人件費、資機材購入費等、 必要な経費に係る財源を国において措置すること。	継続	鳥取県では、これまでも再稼働に係る安全を第一義とした慎重な判断、周辺自治体の意見の反映や原子力防災対策に対する必要な財源措置等、国に対してその都度必要な要望を行ってきました。 今後も、貴市や境港市と話し合いながら、国等に対する要望など必要な対応を行います。	(原子力安全対 策課)
12	中海浄化事業の推進について	浅場造成・覆砂事業の更なる推進により、栄養塩の溶出抑制、 透明度の向上及び水質浄化機能の回復を図ること。 特に、米子湾において平成25年度から実施されている覆砂 を推進するとともに、浅場造成等を実施することにより、米子 湾の環境修復が図られるよう国に働きかけること。	継続	中海の水質改善については、鳥取・島根両県知事による協定書の内容が担保されるよう、引き続き、国へ水質浄化対策の推進を働きかけるとともに、貴市をはじめ関係機関と連携して取組を進めます。なお、本年度も引き続き国に要望を行いました。	生活環境部 (水環境保全課) 県土整備部 (河川課)
13	地域の実情に応じた障害 福祉サービスの充実について	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実及び福祉人材の確保を図るために、安定的な事業運営及びサービス利用が可能となるよう計画相談、居宅介護などの報酬単価の見直し及び必要な財源を確保するよう国に働きかけること。	継続	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について、国に対して以下の項目などを要望しており、令和6年7月23日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。 ・障がい福祉サービスの報酬について、現場の実態を把握し安定的なサービス提供が可能となるよう計画相談などに対する財源確保など、必要な措置を講じること。また、障がい福祉人材の安定的確保に向けた処遇改善を強力に進めること。・地域における障がい児・者の生活支援の充実を図るためのグループホームなどの施設整備に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を構ずること。・障害福祉サービスの義務的経費である自立支援給付費については、訪問系サービスに係る国庫負担基準額を廃止し、市町村が必要と認め実際に支弁した総費用額の1/2を国が負担すること。・市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。・市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。	福祉保健部(障がい福祉課)
14	生活保護受給者世帯への 夏季加算の創設について	夏季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、夏季加算を創設することについて積極的な措置を講じるよう国に働きかけること。	継続	夏季加算の創設については、平成24年度から毎年国へ要望しており、今年度においても、7月23日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	福祉保健部 (孤独·孤立対策 課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
15	学校施設の整備に係る必要な財源の確保について	寿命化事業について、財政措置の拡充を講じるよう国へ働きかけること。 また、校舎増改築事業、大規模改修等に係る学校施設環境改善交付金について、交付金の補助基準単価が、実施単価とは乖離していることから、実状に即した補助単価への引き上げを図るよう国へ働きかけること。 加えて、少人数学級の推進に伴う教室の増築等施設改修に要する経費については、県において適切な財政措置を講じること。 新たに特別支援学級を設置する際には、児童生徒の特性に応じた環境を整備するため施設の改修(教室の区画変更及びそれに伴う照明・空調設備の改修等)が必要となるケースがあるが、その経費について、必要な財政措置を講じるよう国へ働きかけること。		国に対して、学校施設の新築、増改築、長寿命化及び内部改修等について補助対象の拡充、補助要件の緩和、補助率の嵩上げ及び補助単価の引き上げや、少人数学級の推進に伴う施設改修等への支援も含めた要望を令和6年7月11日に行いました。今後も、全国知事会及び全国公立学校施設整備期成会、全国都道府県教育長協議会などの各種団体とも連携して、国への働きかけを行っていきます。	教育委員会(教育環境課)
16	学校における医療的ケア 看護職員配置に係る財政 措置の拡充について	医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うため、学校において十分な支援ができるよう、国の責任において、医療的ケア看護職員配置の体制整備に必要な財政措置の拡充を講じるよう、国へ働きかけること。 また、国が行っている医療的ケア看護職員の配置に係る補助について、医療的ケア児が体調不良等により学校に登校できない期間の人件費は補助対象外であるなど、継続した安定的な人材確保に支障をきたしていることから、補助対象経費の拡充を図るよう、国へ働きかけること。	継続	医療的ケア児の就学において医療的ケア看護職員の配置等を行っているところですが、十分な支援が行えるよう、補助率の引上げなど財政措置の拡充について、今年度も7月11日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き補助対象経費の拡充も含め、国に対して働きかけを行っていきます。	教育委員会 (特別支援教育課)
17	東山公園地区都市構造再 編集中支援事業に係る財 政措置について		継続	米子市と県が共同で整備する新体育館に係る国庫補助金(都市構造再編支援事業) は採択され、今年度の所要額は確保される見込み。今後、不足するようなことがあ れば、適宜、国へ働きかけを行っていきます。	地域社会振興部(スポーツ課)
18	下水道施設の改築に必要な財源確保について	下水道施設の改築に係る国費支援について、確実に支援を継続するとともに、今後増大が見込まれる改築事業費を踏まえ、 予算を増額するなど必要な財源確保を行うよう、国に働きかけること。	継続	下水道事業は極めて公共性が高い役割を担っていることを踏まえ、改築事業について必要な予算を確保し継続的な財政支援を講じるよう、本年度も引き続き国に要望を行いました。	(水環境保全課)
19	汚水処理施設の早期概成 のための支援について	令和8年度末までに汚水処理施設の早期概成を目指し、着実な整備を進めるため、社会資本整備総合交付金について、必要額の配分を継続して行うよう、国に働きかけること。	継続	汚水処理施設の早期概成が図られるよう、社会資本整備総合交付金の配分について、本年度も引き続き国に要望を行いました。	生活環境部(水環境保全課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
20	合併処理浄化槽による生活排水対策推進に必要な 財源確保について	公平性の観点から浄化槽設置推進事業の補助対象に公共下水道未整備地域における新築に伴う浄化槽設置を追加すること。 汚水処理施設の未普及解消の観点から設置費用について、個人設置型に対し市町村設置型と同等の財政支援措置、ならびに維持管理費用についても公共下水道との負担の公平性の観点から支援制度の拡充を、国に働きかけること。	新規	鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換費用は補助対象としていますが、新築による浄化槽設置は補助対象としていないため、補助対象に含めるかどうか他市町村の意見も伺いながら令和7年度当初予算編成過程において検討します。 なお、個人設置型の設置費用及び維持管理費用に対する支援制度の拡充については、本年度から新たに国に要望を行いました。	生活環境部(水環境保全課)
21	浄化槽の適正な維持管理 促進に向けた体制整備へ の支援について	浄化槽の適正な維持管理を促進し、浄化槽管理者の利便に資するよう、浄化槽法第11条に定める法定検査に関する水質検査について、現在の指定検査機関以外に、浄化槽維持管理業者の活用や検査機関の複数指定などにより効率的な検査及び検査料の引き下げにつながる体制整備を図ること。	新規	本県では鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会を設置し、市町村、業界団体、 指定検査機関等と浄化槽の適正な維持管理を促進するための取組等について協議を 行っているところであり、効率的な検査体制の整備等についても引き続き検討して いきます。	生活環境部(水環境保全課)
22	ダム大型改修等に対する 補助の新設について	多くの水道事業者は、安定的な取水のために補助多目的ダムの建設事業に参加し、水利権を取得している。補助多目的ダム事業への参画は、膨大な建設費用の負担に加え、完成後にはダムの維持管理等の負担金があり、利水事業者でもある水道事業財政を圧迫している。 そこで、水道事業財政への負担を軽減し、水道の健全経営を確保するために、ダム新設後の維持管理を含む大型改修等についても利水事業者を補助対象とするよう、国へ働きかけること。	継続	水道水源施設ダムの維持管理を含めた大型改修に対する補助制度の創設については、貴市や他自治体の意見を踏まえ、日本水道協会が厚生労働省に制度要望をされています。 一方、水道行政は令和6年度から国土交通省に移管され、地方整備局を中心に様々な課題に対する意見交換の場が設定されていることから、まずはそのような場を活用して国と意見交換を行っていきます。	生活環境部(水環境保全課)
23	空家等対策の実効性の確保について	所有者に対し、一定条件下での建物除却の権限を付与するほか、建物収去土地明渡請求を義務付ける等、土地所有者の管理責任を明確化するよう国に働きかけること。 ・借地上の特定空家等を略式代執行する場合において、代執行費用を土地所有者に求めることができる仕組みを構築するよう国に働きかけること。		借地上にある所有者不明の特定空家等を市町村が略式代執行により除却する場合、除却によって当該土地の利活用が容易になることが、当該土地の所有者に対して一定の利益になり得ると考えられ、市町村が略式代執行を躊躇う要因となっています。 国において、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月に制定され、不動産登記の義務付け、共有不動産の利用制限の緩和、財産管理制度の見直しなどが行われましたが(施行は令和5年4月、令和6年4月)、相続放棄された空き家や略式代執行等に纏わる課題の解消には至っていないため、空き家対策の一層の推進に向け、令和6年7月18日に国に対して課題対策の検討を要望しました。 県として国に対し、引き続き県内における取組の実情をお伝えしつつ、課題に対する対策の検討を働きかけていきます。	部 (中山間・地域振 興課)
24	中海架橋建設連絡協議会 の早期開催について	中海架橋の実現に向けて、島根県との協議、連携をさらに進め、「中海架橋建設連絡協議会」を速やかに再開すること。	継続	中海架橋については、引き続き「米子・境港間の高規格道路」の計画の具体化に 向けた検討を踏まえながら、島根県と事務ベースで協議を行っていきます。	県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
25	公共インフラ施設の長寿 命化対策に係る財政措置 について	高度成長期に整備した道路施設等の公共インフラ施設の老朽化が急激に進んでおり、施設の長寿命化対策を計画的に着実に進めるために、必要な財源の措置を長期的に講じるよう、国に働きかけること。	継続	道路事業については、道路構造物の老朽化対策として令和2年度に道路メンテナンス事業補助制度が創設され、地方公共団体の個別施設計画に基づいて、計画的かつ集中的に支援が行われているところです。引き続き必要な財源の確保について国に要望していきます。 公営住宅整備事業については、社会資本整備総合交付金に係る必要な財源の確保及び財政力の弱い地方への重点配分が行われているところです。引き続き、公営住宅の長寿命化対策が計画的に進むよう、必要な財源の確保について国に働きかけていきます。 都市公園施設については、国において「防災・減災、国土強靱化のための5ヶ年加速化対策」として、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の更なる加速化を図るため、緊急度の高い老朽化した都市公園施設の改修について、令和2年度3次補正から令和7年度までの5ヶ年で重点的・集中的に対策を講じることとされています。今後も、都市公園施設の長寿命化対策が着実に進むよう、必要額の確保に向けて国に働きかけていきます。	生活環境部 (住宅政策課、ま ちづくり課) 県土整備部 (道路企画課)
26	米子駅北広場整備事業に 係る財源措置について	米子駅南北自由通路の開通(令和5年度)による効果を最大限波及させ、山陰の玄関口であるJR米子駅のさらなる交通結節点としての機能強化を図るため、米子駅北広場整備事業の早期完成に向けて交付金の必要額を確保するよう、国へ働きかけること。	継続	米子駅北広場整備事業の早期完成に向けて交付金の必要額が確保できるよう、引き続き要望等を通じて国に働きかけます。	県土整備部 (道路建設課)
27	市道安倍三柳線整備に係 る財政措置について	道路整備を計画的かつ着実に進めるための予算を確保し、事業進捗に必要な額を配分するよう国へ働きかけること。	継続	着実に道路整備の進捗が図られるよう、引き続き国に働きかけます。	県土整備部 (道路企画課)
28	雨水管理総合計画の推進 に係る財政措置について	雨水管理総合計画を計画的かつ着実に進めるため、事業進捗 に必要な交付金の必要額を確保するよう、国に働きかけること。	新規	大雨等による浸水被害を低減するうえで下水道事業は極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、雨水対策事業について必要な予算を確保し継続的な財政支援を講じるよう、本年度も引き続き国に要望を行いました。	生活環境部(水環境保全課)
29	日野橋の大規模修繕に係る必要な財源の確保について ≪重点要望項目≫	日野橋の老朽化に伴う部材の劣化が著しく進んでおり、利用 者の安全な通行を確保するため、大規模修繕に必要な財源(道 路メンテナンス事業補助)の措置を講じるよう、国に働きかけ ること。	新規	日野橋の老朽化対策が着実に実施できるよう、国に働きかけます。	県土整備部 (道路企画課)
30	国・県による公共土木事 業の整備促進について	県事業の公共土木事業について、整備促進を図ること。 また、米子境港間高規格幹線道路及び中国横断自動車道岡山 米子線4車線化の早期実現、皆生海岸侵食対策事業等をはじめ とした国直轄事業の整備促進については、県からも国へ働きか けること。		以下のとおり。	
	[県事業]				

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
(1)	東福原樋口線	両三柳〜二本木 L=8,000m W=6.0(12.0)m 【道路改良】 主要幹線道路の整備を促進すること。(米子市都市計画マスタープラン)	継続	米子西福原郵便局から県道皆生西原線の間(約0.5km)については、通学路安全対策事業として、引き続き事業実施します。 県道両三柳西福原線から県道両三柳後藤停車場線の間(約2.4km)については、 街路事業(両三柳中央線)として、引き続き事業実施します。 県道両三柳後藤停車場線から米子西福原郵便局の間(約1.2km)については、事業化に向けた調査を実施します。 県道皆生西原線から二本木の間については、米子・境港間の高規格道路計画を踏まえた検討が必要と考えます。	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
(2)	境車尾線 (観音寺〜車尾)	観音寺~車尾 L=600m W=2.5m 【歩道新設】 交通量の多い路線であり、狭隘なJR鉄道下の拡幅と交通安 全のため、歩道を整備促進すること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (道路建設課)
(3)	赤松淀江線	淀江町西尾原~富繁 L=1,160m W=10.0m 【バイパス整備】 急カーブ、急勾配の道路であるため、道路整備を促進すること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (道路企画課、 道路建設課)
(4)	加茂川	奈喜良〜新山 L=1,800m 【河川改修】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(5)	水貫川	皆生 排水機場の整備拡充 【浸水対策】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(6)	小松谷川	青木〜南部町市山 【河川改修】 浸水被害解消のため、早期の整備促進を図ること	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(7)	佐陀川	定江町佐陀〜河岡 【堤防機能の強化】 堤防機能強化のため、護岸の早期整備を図ること。	継続	引き続き事業実施し、整備促進を図ります。	県土整備部 (河川課)
(8)	加茂新川	両三柳 【河川改修】 河口閉塞防止のため河口整備を図ること。	継続	加茂新川の河口整備は、日野川河口から西向きの沿岸漂砂を遮断することとなり、 侵食対策事業を実施中の海岸等への砂の供給を減少させることとなるため、当面は、 沿岸の汀線の経年変化等を把握しながら、河口閉塞状況に応じて、浚渫による対応を 継続していきます。	県土整備部 (河川課)
	[国直轄事業]				

番号	項目	要望内容	区分	対応方針	県所管部課
(9)	米子・境港間を結ぶ高規格幹線道路の事業化について 《重点要望項目》	米子 IC〜米子北 IC 間の凍結を解除し、計画段階評価に着手すること。その上で、中国横断自動車道(米子 IC〜境港間)の事業化を早期に行うこと。	継続	本年3月より、国・県・米子市・境港市・日吉津村で組織する「米子・境港地域 道路整備勉強会」を開始し、米子・境港間の高規格道路の計画の具体化に取り組んでいます。今後、整備の必要性についての検討を国・関係自治体と連携して実施し、勉強会の成果を早期にとりまとめる予定であり、引き続きご協力をお願いします。また、本年5月に西部地域の関係市町村及び県議会とともに米子・境港間の高規格道路の早期事業化について斉藤国土交通大臣に要望を行いました。さらに7月にも地方6団体で斉藤国土交通大臣に要望を行いました。引き続き「中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC〜境港間)整備促進期成同盟会」や「中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議」等の関係機関と連携し、早期事業化を国に働きかけていきます。	(道路企画課)
(10)	中国横断自動車道岡山米 子線4車線化の早期実現 について	蒜山IC〜米子IC間の全線4車線化の早期実現について、国に働きかけること。	継続	引き続き「中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC〜境港間)整備促進期成同盟会」や岡山県の「中国横断自動車道4車線化促進岡山県期成会」等の関係機関と連携し、スタンプラリー実施等による利用促進を図りつつ、全線4車線化の早期供用を国土交通省及びNEXCO西日本に働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)
(11)	山陰道の整備促進について	山陰自動車道の未整備区間 (北条道路) の整備を促進することについて、国に働きかけること。	継続	山陰道(北条道路)は令和8年度開通予定が公表されていますが、本線軟弱地盤対策施工による周辺町道の変状や予見できない軟弱層や地中障害物(転石等)などへの対応が新たに必要となりました。今後、開通時期に与える影響を注視しながら、引き続き整備促進を国に働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)
(12)	山陰道米子道路の整備促 進について	日野川東IC〜米子南IC間の付加車線の早期整備及び残る米子南IC〜米子西IC区間における同様の整備に向けた検討について、国に働きかけること。	継続	日野川東IC〜米子南IC(約2.4km)の付加車線については、令和元年度に日野川東IC〜米子大橋(約0.8km)が暫定供用したところですが、残区間の早期完成を国に働きかけていきます。 また、米子南IC〜米子西ICの付加車線整備に向けた検討について、国に要望を伝えます。	県土整備部 (道路企画課)
(13)	国道9号電線類地中化の 事業促進について	米子市車尾五丁目〜東福原一丁目の電線類地中化の事業促進について、国〜働きかけること。	継続	事業促進について、国に要望を伝えます。	県土整備部 (道路企画課)
(14)	直轄皆生海岸侵食対策事業の推進について	皆生海岸について、人工リーフの改良やサンドリサイクル事業等による海岸保全事業を推進し、特に富益工区の侵食対策については、更なる事業の推進を行い、計画的かつ着実に推進するための予算を確保し、また、今後侵食が危惧されている県管理区間(和田・大篠津工区)については直轄海岸工事区域に指定し、侵食対策を行うよう、国へ働きかけること。		国では、皆生海岸においてサンドリサイクル等の事業を実施するとともに、富益 工区においては人工リーフ改良を行っています。海岸保全事業の推進及び県管理区 間(和田・大篠津工区)の直轄工事区域への指定について令和6年7月に国に要望 を行っており、引き続き国に働きかけていきます。	(河川課)
(15)	中海治水事業の促進について	中海湖岸提(米子市灘町地区及び旗ヶ崎地区)について、計画的かつ着実な整備推進に努めていただくよう、国への働きかけを行うこと。	継続	国では早期事業完了を目指し、米子市灘町地区をはじめ、中海湖岸堤の整備促進を図っているところです。整備促進について令和6年7月に国に要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。	県土整備部 (河川課)